

リサイクルセンターから発生する不燃物残さの資源化調査業務委託提案競技 質問及び回答

番号	質問内容	回答
1	<p>件名：「再委託の内容を明らかにした書類」について 募集要項＞2資格要件＞（2）履行にあたり必要な要件＞ ③業務の一部を再委託する場合・・・の文中に「再委託の内容を明らかにした書面」とありますが、様式についてご教示ください。</p>	<p>「(様式6) 再委託予定届出書」を送付しますので、提案書と一緒に提出願います。</p>
2	<p>件名：履行にあたり必要な要件の②について 配置予定の業務責任者と担当技術者のうち1名は（ア）技術士又は技術士補（衛生工学部門）の資格を有し、（イ）一般廃棄物の再資源化等に関する業務経験があることとあるが、（ア）は、「環境部門」の技術士でも問題ないか？</p>	<p>技術士又は技術士補（環境部門）でも可とし、 募集要項＞2資格要件＞（2）履行にあたり必要な要件＞②＞アに技術士又は技術士補（環境部門）を追加することとします。</p>
3	<p>件名：効率的に業務を実施するための施設見学・御組合保有データの開示等について 限られた時間内での作業となりますことから、可能な限り効率的に業務を実施する必要があると考えております。 効率的に業務を実施するために、また、実行可能性の高いご提案書を作成するために、ご提案書の締切り（2月4日17時）前の段階で、今回の調査対象となっている施設を</p>	<p>当組合のリサイクルセンター施設の見学については、日程を協議させて頂ければ可能です。 また、当組合が保有する公開可能なデータについても、請求して頂ければ開示いたします。 調査サンプル搬出の際の荷姿・運搬方法については、当組合リサイクルセンターの脱着式の不燃物コンテナを搭載したコンテナ車両（別紙の22トン車）にて運搬します。この車両は、</p>

3	<p>見学させて頂き、現在の一連の工程や処理物区分など現場でご教示いただくことは可能でしょうか？</p> <p>同様に、効率的に業務を実施するために、また、実行可能性の高いご提案書を作成するために、既に御組合においてこれまで収集・蓄積されておられる関連データのうち、公開可能なものを拝見させて頂くことは可能なものでしょうか？</p> <p>さらに、もし現時点で“不燃物残さの細選別調査”のための調査サンプル搬出の際の荷姿・運搬方法がお決まりでしたら、ご教示頂きたくお願い致します。受け入れ方法を事前に検討させて頂ければと考えております。</p>	<p>特殊車両であるため運搬経路にはあらかじめ県の通行許可が必要なので、この手続きも当組合が行います。</p>
4	<p>件名：不燃物残さの再選別調査について</p> <p>不燃物残さの細選別調査は1回とされております。限られた時間内での調査でありますので、調査頻度は1回とせざるを得ないものと考えておりますが、場合によっては、調査の結果、仕様書に記載された11品目に満たない品目しか確認できないこともあり得るものと考えております。</p> <p>仕様書にございます通り、11品目は、あくまで例示であり、調査結果に基づいた品目をご報告すればよいと考えて差し支えないでしょうか？また、調査方法についても、調査計画書作成の段階でご相談・協議させて頂くものと考えて良いでしょうか？</p> <p>さらに、有価物の種類別の純度をご報告することとなって</p>	<p>仕様書にある11品目は、あくまで例示ですので貴社の調査結果に基づいた品目の報告でよろしいですが、なるべく11品目に近い形が望ましいです。</p> <p>調査方法の詳細については、調査計画書作成の段階で結構ですが、概略については提案書に盛り込んで頂く必要があります。</p> <p>有価物の種類別の純度については、仕様書にあるとおり、破碎・選別処理業者の施設の分析機器レベルの報告で結構です。また、分析頻度については、調査計画書作成段階で協議させて頂くことでよろしいです。</p>

4	<p>おります。この純度については、どのような分析機器を用いるか等によって分析結果のレベル（粗いレベルのデータとなったり、非常に細かいレベルの分析データとなったりする）に違いが生じるものと考えられます。仕様書にご記載頂いております通り、調査を実施する施設に備わっている分析機器等の標準的なレベルでご報告することで問題ないでしょうか？また、分析頻度については、調査計画書作成の段階でご相談・協議させて頂くものと考えて良いでしょうか？</p>	
5	<p>件名：調査実施に当たって必要な許可及び資格について</p> <p>不燃物残さの細選別調査において、発生する不適合物、可燃性残さ物、不燃性残さ物については、発注者が適正処分することとされています。このため、本調査の実施体制を組む場合、本調査が試験研究であると解釈すれば、必ずしも一般廃棄物に関する処理業許可や処理施設許可は必要ないようにも思われますが、仕様書に記載された業務全般を行うためには、調査の実施体制の中に一般廃棄物に関する処理業許可や処理施設許可を有している事業者様が不可欠なようにも思われます。</p> <p>こうした必要な許可や資格について留意すべきことがございましたら、ご教示賜りたく、お願いします。</p>	<p>仕様書にありますように、細選別処理した後の一般廃棄物は、発注者が運搬し、適正処分するとしています。（運搬できるのは、富山県内までとしています。それ以外の場合は、富山県内に中継地等を設定するなどの措置をとって下さい。）</p> <p>本調査は、試験研究ではありますが、当組合としては一般廃棄物に関する許可は必要であると考えており、以下のとおり予定しております。</p> <p>細選別処理する事業者（産業廃棄物処理業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> → 一般廃棄物処理業の許可も有していること <p>調査サンプル、細選別処理後残さの運搬</p> <ul style="list-style-type: none"> → 細選別処理施設の所在市町村と当組合との協議が必要